

船橋市汗一平・風さやか着ぐるみの使用承認に関する基準

第1条 目的

この基準は、生涯スポーツ活動の推進、スポーツ健康都市づくりに対する意識の高揚を図ることを目的とし、使用に関して必要な事項を定める。

第2条 使用の承認許可基準

- ① 地方公共団体及びそれに準ずる団体が使用する場合
- ② 市内の町会、自治会、福祉団体等が使用する場合において、公益上の必要性が認められる場合
- ③ その他船橋市教育委員会生涯スポーツ課長（以下、「課長」という。）が特に使用を認めた場合

第3条 使用の禁止

- ① 営利を目的とする場合
- ② 政治的目的とする場合
- ③ 宗教的目的とする場合

第4条 申請

着ぐるみの使用承認を受けようとする場合は、船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用申請書（第1号様式）により、課長に申請しなければならない。

第5条 承認の通知

課長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査のうえ船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）、船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ不承認通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

第6条 承認の取消し

課長は、次の一に該当すると認めたときは、使用承認を取り消すことができる。

- ① 第3条に違反したとき
- ② 使用承認条件に違反したとき

第7条 借り受けにあたって

着ぐるみを借り受ける際は、船橋市物品管理規則に定める、別記様式「物品借用書」を提出するものとする。

第8条 使用に当たって

使用に当たっては、別紙船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ貸出注意事項を遵

守することとする。

第9条 報告

着ぐるみの使用承認を受けたものは、船橋市汗一平・風さやか着ぐるみ使用報告書（第4号様式）により、課長に報告しなければならない。

附則 この基準は、平成23年8月25日から施行する。

附則 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年2月14日から施行する。

附則 この基準は、令和4年11月15日から施行する。